

プロジェクト 料金規制会計

項目 第 2 回料金規制会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 2 回料金規制会計専門委員会（2021 年 4 月 19 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

ED¹のモデル、目的及び範囲について**ED のモデルについて**

2. ED の提案は、規制会計基準がない我が国として受入れ可能かという点と、国際基準として耐えられるだけの基準かという点の 2 点から議論した方がよい。
3. 規制によって単価が上げられることが確実で、将来において IFRS 第 15 号に基づく収益が確実に認識されるということであるならば、ED の提案する会計基準も、それが収益の前倒しなのか費用の繰延べなのかは別として、考え方の一つとしてはあり得るのではないか。
4. 今回の ED 提案は、不確実性が解消するまではその収益を認識しないという従来の会計の基本的な考え方から逸脱しているように見受けられる。ED は、将来の規制料金を増額する権利は、当期に顧客に供給した財又はサービスに対して請求する権利であるために、当期の（広義の）収益として認識することを提案している。しかし、将来の規制料金（単価）に基づく収益は、将来の（おそらくは別の）顧客に財又はサービスを提供すること（すなわち、将来に原価が発生すること）に対応して発生するものである。したがって、将来の規制料金を増額する権利を当期の（広義の）収益として認識するという ED の提案は、原価が発生していないにもかかわらずに収益を認識して、同時に資産を認識するということであり、収益及び資産の過大計上という議論に繋がる。
5. ED の提案では、通常は外部のアナリストや投資家等が評価・推測する将来の販売予測等が会計処理に織り込まれる結果、会計の役割と市場の役割が交錯してしまうように見受けられる。
6. 例えば自然災害のコスト回収のケースでは、実務では、災害発生以降も継続して規

¹ 本資料において「ED」とは、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 1 月 28 日に公表した公開草案「規制資産及び規制負債」を指す。

制機関とコスト回収に関する協議を続けていくものである。災害の発生した期に収益認識し、それ以降見積りの変更で会計処理していくという ED 提案は、実務において収益と費用の計上タイミングが合う処理とはならないと考えられる。

7. ED には開示の要請も多く、ED の提案がない状態と比べると、開示の面の改善というのは少なくとも認められる。本プロジェクトは当初、開示だけを改善する基準にするという意見もあったものと理解しており、開示だけを改善していくという方向性もあるのではないかな。

ED の目的について

8. 忠実な表現という概念と保守主義的な考え方がある中で、ED の提案は利益が必要以上に先取りされるリスクがあり、結果的には利用者にとって有用性に欠けることになる考える。
9. 将来の販売数量の確約がない中、何らかの方法で販売数量を見積って規制資産を計上したとしても、それが投資家等に対して本当に有益な情報になるのかというのは疑問がある。より有益な情報を提供する手段というのは別にあるのではないかな。

ED の範囲について

10. 企業は料金を自分で決められず、料金は規制によって決定されている状況では、ED が提案するような規制資産及び規制負債を認識する基準は必要であり、適用は可能であると考えている。ただし、これは規制の裏付けがあることが要件なので、この規制の裏付けについて ED ではもっと言及すべきである。また、数量についても、ED の提案が成り立つのは、ある程度大きい顧客ベースがあり、構成する顧客の変動幅が少ないことが要件となるため、そのような追加的な要件を基本的な考え方の中に入れる必要があると考える。
11. ED の規制資産・規制負債の存在に関する 3 つの要件だけで判断しようとすると、対象範囲に含まれるか否かが不明確な取引が生じてしまうのではないかな。
12. 我が国の電力業界におけるインバランス料金のように、料金の変動があり回収可能性に不確実性があるものを計上する場合、保守的に抑制的にあるべきであると考ええる。

以 上